

(令和2年度第1回)
武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時：令和2年8月7日（金）

午前10時から

場 所：市役所3階301会議室

1 開 会

2 報告事項

- (1) 平成30年度及び令和元年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の
処理状況等について
- (2) その他

3 議 題

- (1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について
- (2) その他

4 閉 会

報告事項(1) 平成30年度及び令和元年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 公文書開示請求の処理状況等

《平成30年度》

(単位：件)

区 分	開 示 請求件数	開 示 決定件数	一部開示 決定件数	非 開 示 決定件数	非 開 示			却 下
					非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	
閲 覧	0	0	0	0	0	0	0	0
視聴又は聴取	0	0	0	0	0	0	0	0
写しの交付	24	6	18	0	0	0	0	0
合 計	24	6	18	0	0	0	0	0

【傾向】

(1) 対象公文書

- ① 工事の設計図書（金額入）の請求が多かった。
- ② その他、教科書採択に係る会議録等、生産緑地地区の一覧、指定管理者（かたくりの湯）の事業報告書等が請求された。

(2) 請求者

個人からの請求が若干多いが、法人との明確な差はなかった。

(3) 非開示部分

- 個人の氏名、個人印の印影 (情報公開条例第8条第2号 個人情報)
- 法人の事業運営に係る情報 (" 3号 事業活動情報)
- 工事内訳書に記載された単価の掲載元 (" 3号 事業活動情報)

《令和元年度》

(単位：件)

区 分	開 示 請求件数	開 示 決定件数	一部開示 決定件数	非 開 示			却 下
				非 開 示 決定件数	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	
閲 覧	0	0	0	0	0	0	0
視聴又は聴取	0	0	0	0	0	0	0
写しの交付	25	5	16	4	1	3	0
合 計	25	5	16	4	1	3	0

【傾向】

(1) 対象公文書

- ① 工事の設計図書（金額入）の請求が多かった。
- ② 生活保護に係る書類の請求が多かった。

(2) 請求者

個人からの請求が若干多いが、法人との明確な差はなかった。

(3) 非開示部分

個人の氏名、住所、個人印の印影 （情報公開条例第8条第2号 個人情報）

法人の事業運営に係る情報 （ ” 3号 事業活動情報）

工事内訳書に記載された単価の掲載元 （ ” 5号 行政運営情報）

※ 工事内訳書に記載された単価の掲載元を非開示とする理由について、平成30年度においては、事業者が販売している書籍の情報を明かすことは、事業者の事業運営上の地位を損なうものとして処理していたが、令和元年度からは、市が設計する工事の今後の予定価格が類推されるおそれがあることの方が、より妥当性が高いと判断し、第5号を適用することとした。

2 保有個人情報開示請求の処理状況等

《平成30年度》

(単位：件)

区 分	開 示 請求件数	開 示 決定件数	一部開示 決定件数	非 開 示			存 否 応 答 拒 否	却 下
				非開示 決定件数	不 存 在			
閲 覧	0	0	0	0	0	0	0	0
視聴又は聴取	0	0	0	0	0	0	0	0
写しの交付	28	14	14	0	0	0	0	0
合 計	28	14	14	0	0	0	0	0

【傾向】

(1) 対象個人情報

高齢福祉課が保有する「主治医意見書」や「認定調査票」の請求が大半を占めている。

(2) 請求者

法定代理人からの請求が1件で、他はすべて本人からの請求であった。

(3) 非開示部分

主治医の個人印の印影 (個人情報保護条例第13条第2号 個人情報)

受託者の職員の氏名 (" 2号 個人情報)

《令和元年度》

(単位：件)

区 分	開 示 請求件数	開 示 決定件数	一部開示 決定件数	非 開 示			却 下
				非開示 決定件数	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	
閲 覧	0	0	0	0	0	0	0
視聴又は聴取	0	0	0	0	0	0	0
写しの交付	40	18	21	1	0	1	0
合 計	40	18	21	1	0	1	0

【傾向】

(1) 対象個人情報

高齢福祉課が保有する「主治医意見書」や「認定調査票」の請求が大半を占めている。

※ 請求のほとんどを占めるため、件数増加の原因は、単純に請求者が多かったことと思われる。

(2) 請求者

故人の親族からの請求が1件あったが、他はすべて本人からの請求であった。

※ 死者の個人情報については、請求者自身の個人情報と考えられる情報及び社会通念上請求者自身の個人情報と見なせるほど請求者と密接な関係がある情報を自己の個人情報に含むものとして運用しており、本件は、請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報を請求したため、請求者自身の個人情報と見なし、開示を行った。

(3) 非開示部分

主治医の個人印の印影	(個人情報保護条例第13条第2号 個人情報)
受託者の職員の氏名	(〃 2号 個人情報)
家族の健康状態	(〃 2号 個人情報)

報告事項(2) その他

議題(1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について

このことについて、下記のとおり協議します。

記

会長

職務代理者

(参考)

武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会規則 (抄)

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

議題(2) その他